

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43866">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43866</a>

11

11

113

2

同二	現状の問題矣	16
同三	要検討事項	21
同四	対米交渉試案	48
同五	主要疑問解答	61

外務省

秘 録  
無 期 限  
大 部 内 号

追加1号

北米局長

別紙一	本件至幸の概要	3頁
記	標記の件に關し、在記をとり、別紙として之を 之を御検討賜りて。	
	核持の込の問題につき	
	昭五六六ニニ	
	条約局 栗山	

外務省

別紙一 本件至事の概要

一、ライプニツク発言を契機として再燃したソウ中「核  
持ち込み」問題の発端は、昭和三五年の新安保条約  
締結以降、条約が実施の途方に交際公文  
（ソウ中「若山・マッカーサー」口頭了解を念む。）下り、  
ソウ系への核兵器の持ち込みを不前協議の対象と  
する事と合意する事であり、「持ち込み」(ソウ系)は「英議

の「インテリゲンション」の具体的な意味はソウ日米間  
明確な了解がない限り、「善後・通過」も「持ち込み」に  
含まれるとのソウ系の方の一方的解釈が、政府の国会答  
弁を通じて、具体的な定着して了解の結果、米側の解  
釈との間に喰フ違ひを生じたことである(注)。  
(注) それより、当初においては、核装備艦の領海通  
過であるが、無害通航であれば不前協議の対

象外とアリの政府の解釈に於ては、昭和四三  
 年の政府統一見解（領海条約の国会審議に關  
 連して示されたもの）に於て、核装備艦の領  
 海通過は無害通航と認められたことの結果  
 果、その論理的帰結として、ソレなる核装備艦  
 の領海通過も亦前協議の対象たる解釈とす  
 るを得るべきなり。昭和四九年の政府統一見解

二、又、その条約上の重要な解釈問題に關し、何故に日米  
 は要しやしないか。  
 原因が安全保障条約の政府答弁にあることと  
 して一層大きくし、その問題発生の原因  
 持ち込みに關する日米間の解釈上の喰ひ違  
 による無害通航に關する政府見解の変更は、  
 上記のとおり、右の解釈が確認されたこと  
 による。

5  
 の交渉者も顧問もおも「詰り」を行われぬか  
 は不明であるが、何れにせよ、その際における本件に至  
 事と要約すれば次のとおりである。  
 当初日本政府は、寄港、通過事については「トランジ  
 ット」の「持ち込み」を含まれるべきと答へ、マニラに  
 頭了解「の一部として日米間を了解されており（但  
 し、右了解は不公表）、少和方の不台答弁は、右に踏

外務省

6  
 手之に上下の便宜的なる由説明と受け止めよう  
 (注)  
 (注) 今般のライシャワー発言も、當時よりよりよる末  
 側の認識に基づいたものではない。  
 (四) したるが、少和方は、ライシャワー、ジョンソン両駐日大使が  
 当時の大平外務大臣事に対し、本件についてその問題提  
 起を行つたは、米政府が前記(イ)よりより考へてい

外務省

子とて全く知らずなり。

子。

（四）日米間の了解の喰い違ひを判断し其時其の如何  
に依り既ち少知方の条會答弁は定着して了りてあり、  
之れを修正するに依り、少知方として政治的の困難  
より判断され、米政府として其の一方的解釈に  
対し、表明するは美談と唱ふるべく、されど（注）。

（注）この事、右に、米政府の立場が變りたること

外務省

意味下りのものはなり、少知方が「米政府の  
少知方の一方的解釈に同意して」了り、其の  
説明を行ふべきは米側の「沈黙」の前提と  
なるべきは其の留意するは要しある。

三、因に本官は、在米大使館勤務時（昭和四年の三月  
發言直好）に、外務省法律顧問部より某部員（以前  
に在米米大使館勤務の経験を有し、本件を熟知して

外務省

了る者)「トランジット」による前協議の対象外とする。日米  
 間の了解と明確に示すよう日米側交渉記録が存在  
 を確認して欲しい旨の依頼したところである。(これ  
 は、仮りに将来本件解決のため日米間で話し合つか  
 行われる場合を以て、米側にも問題発生の一歩の責任  
 があるところでは、その不実を以て取りさせておかない方が  
 かつ、考慮の上より望ましい。日米間人本交渉

外務省

語のところで、同人が認められた限りにおいては、本官不  
 照会したより交渉記録は見当たらず、本件は結局  
 日米両政府間の純粹な誤解の上より生じたと思ふべき  
 得ないものと認められた。右は、新交係条約締結交渉  
 の米側責任者から「蓋山」マーカーに誤了解し、其條約  
 意味を十分に知らず不明な説明を行つたことによる  
 ことの日米側関係者の理解に基づき記憶を正しさせられた

外務省

程に裏付けの力と思われ。

四、新安保条約締結交渉時の如く、「トランジット」を不  
前協議の対象外とする。軍事的必要性を明確に認め  
た説明しなくては、米側の交渉がやり入りはたす  
問題がある。然し、他方、少くも（外務省）が、

初歩的の軍事知識が欠如（注）あり、その米側の必要  
性も気付かない。従って交換文と「海山、マーカー」口頭了

13

外務省

11.

解し合意したりみるに、核装備の米洋艦船航

空機の「トランジット」を事実上禁ずる（不前協議あり

此は常の「ノー」という。）条会答弁を行へ、これに政府の

正式解釈として了ることは、厳しく反省するべくしては

ならぬ。

（注）「核兵器」が陸上配備される中、長距離ミサイル

も制限されることは、一九五〇年代の如く既に

14

外務省

12.

知り不実である。しるわく、新安係条約締結時におき、少知の施設、区域の使用、米軍艦船、航空機、核爆弾等の戦術核を備、積載して、可能性は容易に推測される。等不あつたと考へられる。

13.

別紙ニ 現状の問題矣  
 一、今般のライナーを発売するは、昭和四年のライナーを言（内容）おと、ライナーを言と実質的差異は、( )の場合と同様、時を至るは世論は沈静化し、事態は收拾されるや判断あり得る。然し、次の諸点を考慮すれば、現状維持が最善の策と考へられ、政府として、在件に關する新

及対応策を慎重ならず真意を検討すべき状況に  
ありと判断される。

のライシャワー発言の内容的イデオロギイは、ラロック発言に比  
し、遙ろ々大きかつたと思われ。これは元駐日大

使(かつ有教の知日家)と一退役海軍少将とらに

発言の重味を全く異うことと承えて、ライシャワー発

言の関連して、日米双方の多岐の関係者の発言を

外務省

又

報道された結果、「核の持ち込み」に賛同する日米両  
政府間の解釈の食い違ひがあること、誰の目にも  
明らかとなつてゐる。幸而の考えて、市民  
一般に相当の関心を抱かざるを得ない。さうする  
に状態を永続し得ると思われまい。

(四) 市民一般の目には、在米の関し、日米両政府の何  
れか(場合によっては双方)の明らからず「嘘をツクとい

外務省

無  
心  
2

20

政府の説明を信じなさい。

ハイムントナーの横須賀帰港が大不意を来す事を知り、  
 は、世論の大勢が、ライシャワー発言を「真実」と看做す上  
 に、これを止むを得ないとして受け止めるべきであらう  
 であると思ふ。そしてこれに、市民が抱くべき  
 素直な疑問は、「このように明白な事実にもかかわらず、何  
 故政府は嘘をつき続けなくてはならぬのか」と

外務省

19

とて誤っており(注)、又、この意識が多数の市民の  
 心理を定着する場合には、政府の外交に對する保  
 険不信を招き、ひそには、日米安保体制に對する  
 市民の信頼感を崩れて行く危険がある。

(注)最近の新聞の世論調査によれば、回答者の  
 八〇%が、非核三原則は守られておらず、核兵器  
 の持ち込み(寄港、通過を含む)は、いつと

外務省

いりておられ、政府として政治一般の問題として、  
 とも、市民のとりしどころは当然の疑問に何等かの  
 形に答へる責任がある。

(一) 是般の社会の面を、持ち込みの解釈として、  
 米側と改め、詰り、必要にしての政府の立場を  
 対して野党へ追及は必要し、徹底しなくてはならぬ。

「下手に政府を追いつく事は、非核三原則を崩すことになる。」

外務省

おそれがある。その認識が野党側に存在して、その  
 下あると見られるが、野党は今も其不たる認識を  
 持ち続け、追及を控えることの保証はなし。野党  
 のこのような不決定な態度は、依存する政策は、本  
 来的に危険と云ふべくしてはならない。

(例) 前記(一)のよくなる情に於て、本件に於て、政府  
 の立場を対しては、日米安保体制を積極的の支持

外務省

了。与憲や民社憲の疑念を有してあり、現状  
 維持の立場より結ばしむべき場合も、政府  
 は遠く不十分、全く孤立してあり可能性不強。  
 (ハ) 米政府関係者(とくに軍当局)が本件の閣下  
 了。知事より要約説明を強ひ不諒を抱くこと  
 は想像に難くなく、防犯問題全般に関連し、  
 対日フラストレイションが引合をなすこと、  
 処理のしむべきこと。

米政府内閣及び衆議院の発言が公然と行われ、可  
 能性は排除される。  
 二、現状維持が早晚不可能となり、すなわち理論的  
 には今後の対応策を以て、次の三つの何れもを  
 するよりない。  
 的従来どおりの少額への解釈を以て米側と合意  
 する。

(四)「トレンジット」は全面的に事前協定の対象外とする  
 米政府の解釈を以て正式に受け入れる。  
 (ハ)前記(イ)と(ロ)の中間に日米双方が受け入れ可能な  
 新方式を見出さす。  
 右の三つの選択肢のうち(イ)は極東の他の地域にお  
 ける米軍の核戦略に大きな制約を課することとなり  
 米政府がこれに同意する可能性は絶無である。

外務省

米軍自身の安全保障という見地から、決して  
 好ましくないものがある(注)。他方(ロ)は、以て  
 之、現状におよぼすは、米内政に到底受け入れられ  
 ないものがある。結論として、何と云い、道を探  
 索するは、必要である。

(注)在官は、在米大使館勤務当時、若干の米務者、  
 米防省の関係者(軍人を含む。)に対し、精密講

外務省

導ミサイルのよる極々命中精度を高く通中  
 兵器の用途、配備が違ふは、戦術核兵器のナリ  
 フトは大幅に低下するは、ソレと度向しむこ  
 とあり。(これはもしやうなれば、本件問題  
 は、将来自然に解消する可能性ありうは、ソ  
 レと考へた、やある。) 然し、ソレ、この度向  
 に対す。先方の反応は否定的であら、即ち、

例之、東海軍は、即ち、戦術核の使用に  
 伴う全面核戦争へのエスカレーションの危険や極め  
 て複雑な核兵器の管理など、種々、不  
 便を考慮すれば、通常艦船への戦術核の配  
 備を再検討すべしとの意見はあり、他、精  
 装誘導兵器がソレを察達して、対潜水艦攻撃  
 兵器としての戦術核の有用性は、尙分減少する

(一)潜水艦探知技術の進歩は自ずから限  
 がある。と考えられたが、一節の通商艦船(と  
 くは空母、攻撃型潜水艦)のごとく推測される。2  
 つとは、戦術核の配備を中止する。ごとは、ごは、ごは、  
 由らある。最近では、巡航ミサイル技術の進歩  
 により、戦術核を、ごは、戦術核を、ごは、巡航ミサ  
 イルの艦船配備の可能性を生じて来た。ごは、ごは、ごは、  
 外務省

14

探知あり、精密誘導非核兵器が戦術核以外の  
 核兵器のごとく潜水艦より見通しは、ごは、ごは、  
 少くごは、ごは、ごは、ごは、ごは、ごは、  
 外務省

15

別紙三 要検討事項

一、本件之別紙ニイニ、(四)従来ノ日米夫々ノ立場ノ  
 中間ニ双方が受け入れ可能ノ新方式ヲ提出ス。  
 (イ)録ニ解決しようとする場合、検討を要す。不  
 理ハ次を以り也。

日米側ニ合意スルニ新ニ「了解」ヲ具体的内容  
 ン。

(四)右「了解」ニツキ、日米側ニ合意ハ、行政取極  
 々処理し得るハ、示され、日米の承認を要す。不。  
 (イ)ソレなるタリ、之ヲ捉えて対米交渉を行ふ。  
 (ニ)此ノ上、日米間説明を行ふ。  
 (ホ)日米野党ニ対シ、根ヲ示シ、之ハ、日米間行  
 ンベシ。

二、新「了解」ヲ具体的内容ニ関しては、日米両側ノ

要請と申す方の不内的な受取限度と申すは是れ  
 以下との観念あり、次の諸案より慎重に検討し  
 なくてはならぬ。

(核装備(積載)艦船、航空機、領海、領空通過  
 等との近接認め) (前前協定の対象外とする) (イ) 不  
 同の場合、艦船と航空機あり、戦略核システム(注  
 と通常の艦船、航空機との間に區別を設ける(イ)

(イ) 設けようとする理由(イ)。

(注) 弾道ミサイル潜水艦と戦略爆撃機

(ロ) 「寄港」をその処理する。依り、一定範囲内  
 寄港をその前協定の対象外とする場合、その  
 ような「寄港」をその定義とする。核装備(積載)  
 航空機の「一時立ち寄り」は之と扱ふべき不。

(ハ) 前記(ロ)に関連して、通常寄港と緊急の必要

性に基づき「立ち寄り」として區別する事不。  
 (二) かつ中子「平時」と「有事」の區別を設けるべき不。  
 仮りに、不、了區別を設ける場合に於て「有事」として不  
 の定義する事不。  
 (三) 万一、核兵器関連する事故が発生した場合の補償  
 の責任及び処理手続については、地位協定とは別個の  
 合意が必要不。

(四) 前協議制及び他の側面については、末側と該め  
 じ必要ならざる(注)。  
 (注) 例之、前協議の対象となる「配置」におけ  
 る重要な変更」や「戦闘作戦行動」の如き基  
 地としての施設及び区域の使用上の具体的  
 意味を以つて、従来ありし会におき、あつて  
 なる事ありし問題とされざる事ありしこと

か  
70-70  
1-10  
K1  
K2

38

(イ) 前記(四)の艦船の寄港(施設、区域限定)に  
 場合を除き、前記(イ)の該当しない。  
 該艦船が核兵器の使用に伴う活動に従事する。  
 (ロ) 核兵器積載艦船の領海通過または寄港は、当  
 該艦船が核兵器の使用に伴う活動に従事する。  
 場合を除き、前記(イ)の該当しない。  
 (ハ) 前記(イ)の艦船の寄港(施設、区域限定)に  
 場合を除き、前記(イ)の該当しない。

外務省

37

三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内閣における東  
 洋解決の可能性の検討された際、外務省が作成し  
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。  
 三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内閣における東  
 洋解決の可能性の検討された際、外務省が作成し  
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。  
 三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内閣における東  
 洋解決の可能性の検討された際、外務省が作成し  
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。

外務省

一ヶ月以内の期間に限る。  
 (三) 検査積載機、領空通過及び着陸は認めない。  
 (四) 降道にさいし潜水艦の領海通過及び寄港は認めない。  
 (五) 前記(四)の艦艇に係る事故補償は、地位協定に規定ありし限り、外交至路に処理すべし。  
 (六) 前記(四)の艦艇に係る事故補償は、地位協定に規定ありし限り、外交至路に処理すべし。

外務省

(七) これに現行地位協定第十八条の趣旨を  
 確認し、その旨あり、別個の創設的合意を  
 与へず。  
 (八) 新了解を行政取極して処理し得るべきものと  
 して、予想を以て了解の内容を、条約第十八条の  
 実施に關する交換公文(一)及び(二)地位協定)の改正  
 として形式として取り、実施の旨に従来同様とす。

外務省

41

マーカーに頭了解として系内的に送附されて来た  
 同交換公文の具体的意味を一部修正するもの  
 あり限り、同交換公文と不可分の取極として系  
 の承認を求めらるべきと考へられる。  
 五、対東交換のタイミングについては、系連海洋法会議  
 および新設系連海峡の通過レジームを念に条約の  
 採択をこれに機会を利用するところ考へられる。然

外務省

11.

42

しをわく、この場合については、次の二点に考へるべきであら  
 ない。  
 一、レーカン政権が新海洋法条約草案再検討の立  
 場を打ち出したことより、海洋法会議の早期終  
 結の前途が立派になつた。  
 二、この通過問題は新海洋法条約との関連下処理  
 すべきことより、本件はより重要な側面にあること

外務省

12.

港問題は別途解決の必要あり以上、何れにせ  
 ず、新了解の東内説明の難易度には、本質的  
 には要わらざるべきであらう。  
 他方、既述問題全般につき、日米間の雰囲気は極  
 めて厳しい状態の下に、米軍部の対日理解を必要  
 とする。本件交渉を行ふことは、問題の解決に一層困  
 難を及ぼすおそれがある。この意味をたいせいに

外務省

と慎重に選ぶべきであらう(注)。  
 (注) 場合によっては、本件の際立った譲歩の  
 促す必要も、在日米軍の至費負担の際立った新  
 しいオファーとのパッケージに交渉を行くべきを  
 検討の価値あり。この場合、この場合、自然の  
 ことであるが、東内説明は一段難しくなること  
 遺憾なくしてはならない。

外務省

天系内説明振り下ろしては、基本的には次の方向で  
 対応すべきであらう。そのためには、新「了解」の内容を  
 これと矛盾しないものとする必要がある。  
 41 従来の「核持ち込み」に関する政府の解釈が誤つ  
 ていたと本日東田が了解の喰つ違ひをおつたこと  
 72 旨の説明は、あくまでも「避けるべきではない」。

(2) 非核三原則そのものは、今後其堅持するべき基

外務省

在線を崩すべきではない。(一) したがって、「三原則」  
 とつた表現は避けるべきである。)

(4) 前記(4)及び(5)を踏まえ、大筋の方向説明とし  
 ては、「政府としては、非核三原則堅持の方針は変  
 わりはないが、近年における北米の安全保障を以て  
 了る際環境の変化に伴い、日米安全保障体制の抑止力  
 を維持するに努むれば、従来の前協議の運用基

外務省

理の一新手直しは必要と判断するに至る。この  
 趣旨の如何なるに（詳細別紙五参照）。  
 二）限られた範囲内では、核の持ち込みを許すこと  
 は、それだけ少くも核戦争の巻を込む危険を  
 増大させること、趣旨の反対論に對しては、あくまで  
 多少、十分の抑止力の維持は必要なることを強調  
 すべきである。

別紙四 対米交渉試案  
 米政府との間では合意されたべき新了解の因  
 子として、別紙三の二、下列挙した個々の事項に即  
 し、一時的試案として基本的考慮に入らざるやれは  
 次々とおりである（注）。  
 （注）本試案は、あくまでも「考之方」を以てし、  
 具体的な案文として別途検討

すべしである。

一、通商艦船の無害通航の権利は、条約法に従って尊重される。この場合、核兵器の存在を認めないし、その東洋の政策を尊重し、東洋の通商艦船の領海通過の際には、核兵器装備（積載）の有無につき確認を求めようとする。但し、当然に核兵器を装備してゐると推定される軍艦（隻体

的又は弾道ミサイル潜水艦の領海通過は無害通航と認められず、その東洋の領海内へ立ち入りは、下つての前協定の対象となる（注）。

（注）非核三原則を堅持するゆゑ、東洋として、その東洋の軍艦であるが、当然に核兵器を装備してゐると判断される場合は、領海内へ立ち入り認めないという基本的立場を

あり、他方、通常艦船については、外部に核  
 兵器装備(積載)の有無を確認する方法は  
 多く、まず、これを確認し得るに終り、通常艦  
 船の紙然たる領海通過を阻止するに、系  
 際法上許される限り、その艦船については、  
 無害通航権の行使としての領海通過を認  
 めるより考へた方がよい。このように、核兵器

外務省

艦と通常艦船を区別するに、その前協議  
 とイ関連を束縛する解を得れば、無害通  
 航に関する昭和四年の政府統一見解と相互に  
 得るものがある。  
 二、東條海峡の通過(航空機の上空通過を含む)に  
 関する新法的レジームが、実際の合意つきの場  
 合には、その東條海峡の当該レジームが通用

外務省

5.

された(注)。

6.

(注)この場合では、核装備(積載)の有無との関係  
なく、艦艇、航空機の純然たる通過を認めよとの  
との意味です。(新レジム成立後の関係は、少く  
も、実際海峡を航行し、領海侵犯三カイリを  
維持す。)

三、前記二の場合を除き、核兵器を装備(積載)し

外務省

7.

に航空機の領空通過、着陸は認められず、その末  
軍機の通過、着陸は、事前協議の対象となる(注)  
(注)東側は、その制約を設けよとのこと、除く  
色を示すことと予想される。少くもこれは、艦  
船の寄港、通過と異なり、軍事的には要請を乞い  
として反論するところから、最終的では、例え  
ば、給油目的等のため、短時間の施設区域内

外務省

(ハ)の着陸は例外とする(即ち核の存在を  
 問はず)。(イ)については協定を為さなくてはならぬ  
 ことと定められる。  
 四、東洋の通常艦船の補給、休養、整備等の目的の  
 ための寄港は、地位協定第五条の規定に従って認め  
 られる。この場合、前記(一)と同様に、核兵器の存在  
 を問はず(イ)として東洋の政策を尊重する。但

一、核兵器装備(核載)艦船の寄港は、施設区域に  
 限られる。  
 五、核兵器を装備(核載)した東洋艦船の出入(ハ)  
 の「配道」は、事前協定の対象となる。この場合、「配  
 道」を継続的にX日または年間を通じてY日  
 を超えし期間の寄港という(注)。  
 (注) 一、この「配道」は事前協定の対象とするのは、

これに「核の持ちこたみ」(即ち「装備」)における重  
要な変更(1)に該当するものがあることにより  
不あり、「配置」における重要な変更」と為さ  
れるものと見なす。X日、Y日については、「ミッド  
エール」横須賀寄港のパーキンソン念頭を以て  
例として、去々三〇日、一八〇日とつづぬ数字を考へ  
られよう。

天、山、水、の領域内を生じた核兵器の開発を起  
因する損害については、地位協定第十八条の規定に  
拘らず、米政府が無過失、無限責任を負う(注)。  
(注)米政府の補償責任については、NATOにおき  
て特別の取決まりが存在するに否か之を調査す。其  
要あり。米側を除く難色を示す場合も、  
艦艇については、原潜寄港のケースと同様、地位

任の最終的判斷を以て示す別途  
 行ふ。

八、前記五、六述べた「配置」の意義に加之、不前協  
 談判の他の側面を論じ、示したる新の合意が  
 必要とす問題については、別途検討を要する。

協定に力が入らざる限り、外交は路上  
 処理を以て首の確認の合意を止すこと  
 となす得ると思われ、核装備(積載)材の  
 一時着陸を認め、場合によっては問題が残り。

七、非核三原則は、示したる場合における堅持を(即  
 ち、核の持ち込みを)示したる不前協談判を以て「一」と  
 する。八、示したる危急存亡の場合には、政府の責

別紙五 主要擬問擬答

別紙四の内容を前提とし、場合の新了解の  
為に説明振りの擬問擬答の形式にて行ふこと  
は、次のとおりである。

問一、政府は従来不平等、通商の含め、非核三原  
則を不差として堅持する旨條約を締結して  
おきながら、今般、突如として、これを覆え下内容  
の合意を末政府との間で行つたことは、社会と国民  
に対する重大な背信行為であるか。  
答一、近年における連年の核戦力の急増は、核力  
の顕著な増大と核兵器自体の発達に伴ひ、核の抑

止力を維持するに当り、従来以上の戦艦核力に  
 ならず、その他の核兵器も含む総合的な米国の核  
 戦力に依存しなくてはならぬ状態が実際のこ  
 生じて来たこと認識される。

二、このより現状視の下におき、政府は、米国の安全  
 保障の遠期を多々期するところ見地を、日米交渉  
 体制の基本的目的である抑止力を十分の確保す

了に当り最善の方策につき熟慮を重ねた結果、  
 核兵器の持ち込みの閣下より、前協議の運用基  
 準の一部につき手直しをすることは必要ありと判断  
 して米政府との間に話し合を行ひ、今後より了  
 解の達しに努むる。

三、核兵器の持ち込みの作らぬ持ち込ませぬといふ非  
 核三原則を今後堅持して行く政府の決



同二、核兵器の発達は最近の現象に任ずる、米国の  
 核戦略は多様な抑止力に依り、その結  
 果、従事者に対する米軍艦船、航空機に核兵器  
 を積んでおくことは常識である。それより拘り不  
 合である、抑止力の確保のためには前協定の運用  
 基準の手直しが必要である、政府の説明は  
 誤りである。

答一、米国の従事者に対する多様な抑止力の保有  
 として、その中には核兵器、他方、多様な抑止力  
 米国の核抑止力は、その抑止力に強大な戦略核戦  
 力に依りして来ることである。然し、その近  
 年、一連の核戦力、通常戦力の両面から、顕  
 著な軍力強化を行ってきた結果として、米  
 国として、十分な核抑止力を維持するに努める。

710ヶ戦略核戦力の依存するのみならず、その  
 他、核兵器そのものを総合的に核戦力と見做す  
 方針より、最近における核兵器の一種の  
 飛達が、このように抑止戦略を可能とする状況  
 をもたらして来てゐると認識される。  
 二、政府としては、このような状況の下におき、従来の  
 条約前協定の運用基準を、東京条約に過度な制約を

課するところであり、交渉条約の効果的運用を期し  
 難いところを判断し、今後その一部を修正して行  
 うことについて、日本政府と合意しなうかある。

向三、米軍の核装備の実体は従来より何等変化が  
 なく、かつ抑り不令である、奇襲通過の場合  
 には核の持ち込みを認めようとするのは要するに  
 ラインワー発言より、下山マーカーは誤解の  
 真相が明らかになり、その通りである政府  
 の産物、説明がなされる限り、過剰な合意は  
 とおりおけりとするはるべき。

答一、今般、政府が核兵器の持ち込みを禁ずる不  
 前協定の運用基準の一部として、平直しを行  
 うことにより、近年における少額米の安全保障を  
 めぐる系際環境の下で日米安全保障体制の存在を  
 抑止力を確保するに努め、継続の日米通商  
 定約範囲内での奇襲通過については、核兵器の存在を  
 認めず、かつ米軍の政策を尊重するものとす



向也、政府は「持ち込み」の解釈を緩和し、「寄港、  
 通過」を認めようとするわけには、東京の過大の制約  
 を課すこと、とするが、東京の核戦略は、何の  
 最近の如く変化、その中心は、核積載艦の  
 寄港、通過の軍事的必要性は従来より存在し、  
 したがって、東洋艦隊の北進も核を積んでの終寄  
 港、通過を行ひ、安保条約違反を深り返して

外務省

以上2点は明白である。政府が、不了、東京の条約  
 違反を放置して来たところから、今般これに  
 追認する、あるいは内容の合意とする、は重大な問  
 題となる。

答一、「登山」マーカー口頭了解は、従来より政府  
 の方針であり、したがって艦隊の核兵器の持ち込みの  
 事前協議の対象としており、政府は過去より

外務省

不前協試が行われ、以上の奇蹟、通過を食  
 り、少知系への核受器の持ち込は、不<sub>レ</sub>知と為  
 之<sub>レ</sub>也。  
 二、然し、不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>既<sub>レ</sub>述べたる近年における少知  
 系<sub>レ</sub>安全保障をめぐり、不<sub>レ</sub>知環境<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>おける  
 従来の不前協試<sub>レ</sub>運用基準と<sub>レ</sub>、今<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>共  
 維持して、いく<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>は、日<sub>レ</sub>米<sub>レ</sub>安全<sub>レ</sub>保<sub>レ</sub>保<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>基<sub>レ</sub>本<sub>レ</sub>的<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>

外務省

14

あり、十分の抑止力<sub>レ</sub>確保<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>は、最<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>採<sub>レ</sub>り  
 二、い<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>て、政<sub>レ</sub>府<sub>レ</sub>は、今<sub>レ</sub>般<sub>レ</sub>米<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>府<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>向  
 不<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>協<sub>レ</sub>試<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>運<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>基<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>部<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>直<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>と  
 行<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>こと<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>。し<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>て、不<sub>レ</sub>知  
 過去<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>ける<sub>レ</sub>米<sub>レ</sub>系<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>条<sub>レ</sub>約<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>認<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>  
 指<sub>レ</sub>摘<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>ん<sub>レ</sub>。

外務省

18



之、領海通過之認めないことは当然である。  
 三、ところで従来、政府としては、核兵器の持ち込み  
 との関連が、その、ソウ中子核中子船として通中船  
 船との同一何事か区別も設けておらず、しるべき、  
 政府は、昭和四三年以来、ソウなる艦船であるが、核  
 兵器を積載してつた、その領海通過は「核兵器  
 の持ち込み」に該当し、その前協定の対象となること

外務省

の立場をとって来た訳である。(昭和四九年の統一見解不在の立場を確認し、そのとおりである。)  
 従来、政府答弁のとおりにある。然し、  
 前記述べたとおり、今般、政府は、昨今の厳し、  
 際環境の下、日米安保体制による十分な抑止力の確保は、  
 十分な安全保障を遺  
 源なきと期するとの見地なく、通中船の核兵器

外務省

船通過の都合については、検査等が存否を明し  
 2-1-2-1の案が政策を要するところ、2-1-2-2  
 案、今の少知系は、通常船舶については、検査等の  
 有無との関係なく、無害通航を認めようとする  
 ところである。

同大、通過、寄港に限定された上、少知系は検査  
 持ち込みを許せば、却て少知系と外部との攻撃  
 の危険がさらすところ、少知系は安全を損う  
 ところである。

従、自衛隊保体制は、あくまでも、少知系に対する攻撃  
 を抑止するものとしてあり、今般の不安  
 二副協定の運用基準の一部を直し、その見地不

不安係条約の効果的運用を確保してゆかぬの  
 安全と遺漏なきを期すべしと行ふべきである。  
 しむべく、これより却つてゆかぬと対する攻撃  
 の危険を増すとの議論は、政府として、とりまいて  
 べからぬ。

外務省

同七、系前協定の運用基礎たる後述するところより、  
 従事核を積んでいふ旨であつた「ミッドウェイ」  
 等の米軍艦が、今後は公然と核を積んで寄港  
 するところより、米系「核の傘」が強化されること  
 により、政府の考え方が、  
 管今般核兵器の持ち込みを認する系前協定の  
 運用基礎の一部として手直しを行ふこととして

外務省

のは、通過及び是の範囲内下の寄港を以ては、  
 検査等の存在を明しなすべしとの米国の政策  
 と尊重するとの主張があること、その結  
 果、少くも寄港中の米軍艦の装備がどのよ  
 うに変わったかについては、政府は一切承知して  
 いる。政府としては、今般の了解を以て、米前協定  
 制が米軍に過大の制約を課することゝなる

により、措置するところ、日米安保条約制の十分な  
 抑止力を確保するに、最も効果的と考へてい  
 るが、他方、現定検査等の装備した米軍艦が  
 寄港中の米軍艦に必要か否かは、必ずし  
 も不明である。

向ハ、寄港通過ノ事ハ核ヲ持ち込みヲ認め、  
 之ヲ米系ノ核戦略上ニ要スル判断ハ誰カシニ  
 クス。今般ノ取前協議ノ運用基準ノ手直し  
 ハ、米系ノ要求ニよリナク。それより、米系ノ求  
 めニシテ、少シオチ申シ去ルナク。  
 然レ今般ノ取前協議ノ運用基準ノ一部手直しハ、  
 全く政府ノ判断ト発議トナリ、有ラズ、米系

外務省

府ノ要求トシテ、有ラズ、米系ノ求  
 めニシテ、少シオチ申シ去ルナク。  
 然レ今般ノ取前協議ノ運用基準ノ一部手直しハ、  
 全く政府ノ判断ト発議トナリ、有ラズ、米系  
 府ノ要求トシテ、有ラズ、米系ノ求  
 めニシテ、少シオチ申シ去ルナク。  
 然レ今般ノ取前協議ノ運用基準ノ一部手直しハ、  
 全く政府ノ判断ト発議トナリ、有ラズ、米系

外務省

解の内容を十分合意に達しなされた。

同九、今般の対策を解は、非核三原則を以てし、  
 放棄して、将来は、全面的に核を持つべきことを  
 よりこの政府の意向を露呈しなされた。  
 政府は、事前協議の対象となる核を持つべき  
 ことは、平時、有るに拘らず、いかなる場合も  
 これを拒否すると確言した。  
 答 政府は、非核三原則を今後堅持して行く決意

不巧、今般米政府との間に新に合意され、  
 運用基準に従って、少くも入りの核となる持込に  
 かつ、不前協議がある場合、これに拒否す  
 ること、政府の方針を要するは、  
 今般米政府との交渉、最終的には、  
 責任の所在を諸君の判断に委ねることは当然であ  
 ること、  
 他方、よりよくなる態を招くこと、  
 外務省

33

絶対的、  
 了る、  
 外務省

34